

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                      |
|-------|---------------------------|
| 2     | 別府市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大分県別府市長

## 公表日

令和3年12月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|          |   |
|----------|---|
| ①事務の名称   | 後期高齢者医療事務   |
| ②事務の概要   | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、大分県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けたものを被保険者として、資格管理、被保険者証の発行、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務を行う。<br>特定個人情報を次の事務で取り扱う。<br><br>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受付、その申請等に係る各種審査又はその申請等に対する応答に関する事務<br>②対象者の資格管理に関する事務<br>③対象者の医療給付の管理・支給に関する事務<br>④保険料の賦課・徴収に関する事務 |
| ③システムの名称 | 大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム<br>ADWORLD後期高齢者医療事務支援システム<br>番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)   |

## 2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

|        |  |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 别表第1の59の項<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第46条 |
|--------|--|

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

|         |           |                                       |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| ①実施の有無  | [ 実施しない ] | <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 |           |                                       |

## 5. 評価実施機関における担当部署

|          |               |
|----------|---------------|
| ①部署      | いきいき健幸部 保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 保険年金課長        |

## 6. 他の評価実施機関

|     |  |
|-----|--|
| 請求先 | 総務部 総務課<br>〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号<br>TEL0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp |
|-----|--|

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

|     |  |
|-----|--|
| 連絡先 | いきいき健幸部 保険年金課<br>〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号<br>TEL0977-21-1148 MAIL:inp-le@city.beppu.lg.jp |
|-----|--|

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年8月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年8月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書     |  |  |  |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |  |  |  |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |  |  |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている          |  |  |  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている          |  |  |  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている          |  |  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                                    |  |  |  |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている          |  |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない         |  |  |  |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている          |  |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)              |  |  |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   |  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                    |  |  |  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  |  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                    |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている          |  |  |  |
| 8. 監査  |  |  |  |  |  |
| 実施の有無  |  | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査   |  |  |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   |  | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |  |  |  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                       |
|------------|---|--|--|------|---|
| 平成29年8月29日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署   | 総務部 保険年金課  | 生活環境部 保険年金課  | 事後   | 規則第11条(重要な変更)に当たらない。(機構改革に伴う部名変更)               |
| 平成29年8月29日 | 7. 特定個人情報の開示・停止・利用停止請求 請求先  | 総務部 総務課<br>〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号<br>TEL0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.oita.jp   | 総務部 総務課<br>〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号<br>TEL0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp     | 事後   | 規則第11条(重要な変更)に当たらない。(メールアカウントの変更)               |
| 平成29年8月29日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先  | 総務部 保険年金課<br>〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号<br>TEL0977-21-1148 MAIL:inp-le@city.beppu.oita.jp | 生活環境部 保険年金課<br>〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号<br>TEL0977-21-1148 MAIL:inp-le@city.beppu.lg.jp | 事後   | 規則第11条(重要な変更)に当たらない。(機構改革に伴う部名の変更及びメールアカウントの変更) |
| 平成29年8月29日 | IIしきい値判断項目<br>1対象人数<br>いつ時点の計数か                                       | 平成27年6月5日 時点   | 平成29年2月28日 時点  | 事後   |   |
| 平成29年8月29日 | IIしきい値判断項目<br>2取扱者数<br>いつ時点の計数か                                       | 平成27年4月1日 時点   | 平成29年2月28日 時点  | 事後   |   |
| 令和3年3月12日  | IIしきい値判断項目<br>1対象人数<br>いつ時点の計数か                                       | 平成29年2月28日 時点  | 令和2年8月1日 時点  | 事後   | 再実施   |
| 令和3年3月12日  | IIしきい値判断項目<br>2取扱者数<br>いつ時点の計数か                                       | 平成29年2月28日 時点  | 令和2年8月1日 時点  | 事後   | 再実施   |
| 令和3年4月1日   | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署 及び<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 生活環境部 保険年金課  | いきいき健幸部 保険年金課  | 事後   | 規則第11条(重要な変更)に当たらない。(機構改革に伴う部名変更)               |